

議第29号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

(1) 平成30年度から、国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、市町村個別の運営から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となる運営に変更され、市町村は、都道府県が示す標準保険料率を基に保険料率を定めて保険料を徴収し、国保の事業運営に必要な費用を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することとされています。

この度、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の3第3項の規定により、広島県（以下「県」といいます。）から、令和4年度分の標準保険料率の通知がありましたので、これを参考にして令和4年度の保険料率を決定するため、所要の規定の整備をするものです。

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置について、減額に係る端数処理の考え方等を明確化するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

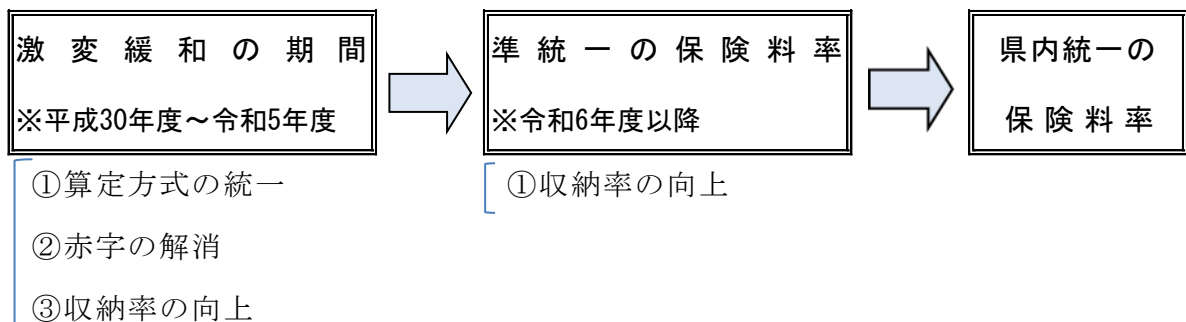
(1) 県の通知に伴う保険料率の変更

呉市の国保の保険料は、所得に応じた応能分である「所得割額」と、受益に応じた応益分である一人当たりの「被保険者均等割額」と一世帯当たりの「世帯別平等割額」とを合算して算出しています。

県は、令和6年度に国の基準に基づき算出した保険料率に対して各市町の収納率等を反映させ、県が独自に定める保険料率（以下「準統一の保険料率」といいます。）を各市町に示し、各市町はこれに合わせて保険料率を定めることとしており、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置期間中に各市町は準統一の保険料率との差の解消に取り組むこととされています。

呉市においても、激変緩和措置期間中に準統一の保険料率との差を計画的に解消していくに当たり、令和4年度の基礎賦課総額等に係る各区分の割合を次のとおり見直します。

【県内統一の保険料率に向けたイメージ】



【参考】基礎賦課総額等に係る各区分割合の推移

			令和2年度		令和3年度			令和4年度	
			呉市の 保険料率 区分割合	保険料率	準 統 一 保 険 料 率 で の 区 割	呉市の 保険料率 区分割合	保険料率	準 統 一 保 険 料 率 で の 区 割	呉市の 保険料率 区分割合
基礎賦課額	応能	所得割	48%	7.60%	45%	47%	45%	47%	
		均等割	33%	24,600円	38%	35%	39%	36%	
	応益	平等割	19%	21,480円	17%	18%	16%	17%	
後期高齢者 支援金等 賦課額	応能	所得割	48%	2.95%	45%	47%	45%	47%	
		均等割	33%	9,240円	38%	35%	39%	36%	
	応益	平等割	19%	8,160円	17%	18%	16%	17%	
介護納付金 賦課額	応能	所得割	48%	2.60%	44%	47%	43%	47%	
		均等割	33%	9,120円	39%	35%	40%	36%	
	応益	平等割	19%	5,880円	17%	18%	17%	17%	

※令和4年度の保険料率は、直近の被保険者数、世帯数及び令和3年中の所得状況に基づき、7月上旬に決定します。

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に係る端数処理の明確化

未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置をすることについては、令和3年第4回呉市議会（12月定例会）に提出し、議決を得て公布した、呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年呉市条例第55号）により、当該減額措置に係る規定の整備をすることとしています（令和4年4月1日施行）。

この度、当該減額措置を行うに当たり、国から算定に係る端数処理の考え方を明確化する取扱いが示されたことから、これを反映させるため、関係規定の整備をします。

3 施行期日

令和4年4月1日